

平成27年10月28日(水)	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約第一グループ
担当	鈴木・山田
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2627・2632
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	渡辺・深谷
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3627・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	青木・牧野
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

建設業者の社会保険等未加入対策について

愛知県建設部、農林水産部及び企業庁では、従来から、社会保険等に加入していない建設業者(元請業者)については入札参加資格審査の申請を受け付けないことにより、建設工事の発注部局として社会保険等未加入対策に取り組んでまいりました。

このほど、建設業者の社会保険等への加入をさらに促進するため、建設工事のすべての下請業者の加入状況を確認するとともに、下記のとおり対策を実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

1 対策の内容

愛知県建設部、農林水産部及び企業庁が発注するすべての建設工事について、元請業者に対し、社会保険等に未加入の業者(関係法令により適用除外とされている者は除く。)との一次下請契約を禁止します。

2 違反があった場合の対応

上記1に違反した元請業者に対しては次の措置を講じることとします。

- (1) 制裁金(請負者と一次下請業者との間の最終契約金額の10%)の請求
- (2) 指名停止
- (3) 工事成績評定の減点

3 対策の開始時期

平成28年4月1日以降に締結する工事請負契約から適用します。